

特例退職被保険者のみなさまへ

## 保険料納入証明書を1月下旬にお送りします

know!

平成25年の健康保険料の納入証明書を26年1月下旬にお送りします。  
 納入証明書は、2月17日からの確定申告の際、社会保険料控除を受けるための確認資料としてご利用ください。確定申告のときに添付する必要はありません。

- 証明期間 平成25年1月から12月まで納入していただいた分
- 証明金額
  - 証明書作成時までに入金の確認ができている合計額
  - 今年65歳になられた方の介護保険料は、誕生月以降は市町村（東京特別区を含む）から直接徴収されますので、この証明金額には含まれません。

☆任意継続被保険者の方で、健康保険料の納入証明が必要な場合は、26年1月下旬以降に健保組合までお問い合わせください。

ご注意ください！

## 医療費通知は「医療費控除」の際の領収証代わりにはなりません

医療費控除とは、みなさんやご家族が1年間（1月～12月）に自己負担した医療費の総額が10万円\*を超えたとき、税務署へ確定申告すると、超えた額（上限200万円）が課税対象からはずされ、その分にかかっていた所得税が戻ってくる制度です。

医療費控除の対象となるのは、1年間に支払った額のうち、IBM健保組合から支給された付加給付などの給付金や生命保険会社等から支払いを受けた医療費を補てんする保険金などを除く、自己負担分に限られます。IBM健保組合の給付金支給額は給与明細で確認できます。

申告には領収証が必要になりますが、IBM健保組合が発行している医療費通知を領収証の代わりとして使用することはできませんので、ご注意ください。

### ■控除の対象となる医療費の例

医療費控除の対象となる「医療費」とは、医療機関に支払った治療費（通院費用・入院費用・往診費用等）、治療のための医薬品購入費（市販薬を含む）、歯科の保険外費用、出産費用（妊娠から産後までの診察を含む）、あんま・指圧・はり・きゅうの施術費、義手・義足などの購入費、など（詳しくはIBM健保組合のホームページに掲載しています）。

ただし、健康診断や人間ドックの費用、インフルエンザ等の予防接種の費用、ビタミン剤・消化剤・体力増強剤など治療のためではない医薬品の購入費等は控除の対象になりません。

\*所得総額が200万円未満の場合は、所得総額の5%の金額

☆医療費控除の詳細は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

## 公 告

### 1 規約および規定の一部変更のお知らせ

（公告496号 公告責任者/山口俊一）

互選議員選挙の選挙区再編成により、規約の別表2「選挙区」を変更する。

### 2 理事長専決の報告と承認

（第145回組合会）のお知らせ

（公告497号 公告責任者/山口俊一）

- (1) 平成25年6月以降の予算科目流用および充当
- (2) 平成25年度介護保険の変更予算

任意継続被保険者の再就職に伴う前納保険料還付金の増額を実施する。

（平成25年8月27日付）

## インフルエンザ 予防接種補助金の 申請は正確に

インフルエンザ予防接種を受けて補助金を申請される方は、「利用者ガイド2013」（16ページ）をご覧ください、正確な申請を心がけていただきますよう、お願いします。なお、補助の対象となる接種期間は12月31日までとなっています。

### ★ 編集後記 ★

健保オフィスには、10月初めからインフルエンザ予防接種の補助金申請が到着しています。インフルエンザワクチンは、接種後約2週間から5ヵ月間程度は予防効果があるといわれています。ただし、インフルエンザを防ぐ第一歩は、石けんを使っての「しっかり手洗い」と、のどの奥まで水を入れて10秒程度のガラガラを数回繰り返す「しっかりうがい」です！ ご家族のみなさんが健やかに新しい年をお迎えになることを願っています。

●「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで